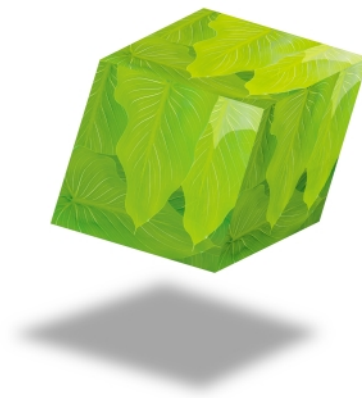


. PRTR データを入手する



1. いろいろな PRTR 集計結果を見るには
 - (1) 環境省・経済産業省などの国の機関
 - (2) 都道府県や市町村
 - (3) 企業
 - (4) NGO・NPO
2. 個別事業所データを入手するには



1. いろいろなPRTR集計結果を見るには

「PRTRデータを見る」では、平成13年度のPRTRデータを主な題材に、PRTRでどのようなことが分かるのかを見てきました。

化学物質の名前と排出量の数字が並んでいるだけのPRTRデータも、グラフ化したり地図化したりすることで、地域ごとの排出の特徴が明らかになったり、削減に取り組む際の優先課題が浮かび上がるなど、私たちにさまざまな情報を与えてくれます。

PRTR法に基づき、誰でもPRTRデータを入手できるようになったことで、環境省や経済産業省以外でも、例えば、各都道府県や全国各地の企業、NGO・NPOなどが、それぞれデータを集計し、その結果を公表するようになってきています。異なる関心や視点に立ち、いろいろな工夫をこらして集計された結果から、私たちは多くのことを読みとることができます。

以下では、一般向けに集計結果を公表している国や都道府県、企業、NGO・NPOの一例をご紹介します。

(1) 環境省・経済産業省などの国の機関

環境省(<http://www.prtr-info.jp/prtrinfo/>)と経済産業省(http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/kouhyo.html)では、インターネットや冊子などを通じてPRTRの集計結果を公表しています。

環境省のPRTR集計・公表システムでは、集計結果を閲覧・検索したり、集計データのファイルをダウンロードしたりすることができます。

次のページから具体的な使い方の一部をご紹介します。

ぜひ実際にアクセスして、それぞれの関心に応じたPRTRデータの集計結果を閲覧してみてください。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) website interface showing navigation tabs and main content sections.

「目次」の画面

集計表を見る

都道府県別に集計された集計表を閲覧又はダウンロードしてみましょう。

まず、目次の画面の「集計表」をクリックします。

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register) 制度により得られた化学物質の環境中への排出量などのデータを御覧いただくものです。

このホームページの概要を説明します。法令に基づき国が集計した全国・都道府県別の集計表を閲覧・ダウンロードすることができます。

PRTRデータから環境省が作成した、グラフ・地図を見ることができます。

ご関心の物質・業種を入力し、都道府県比較のグラフ・地図を見ることができます。

2003.03.20 PRTRデータ集計・公表システムの運用を開始しました。

すると集計表の選択画面に変わるので、

1. 集計表の種類
2. 排出年度
3. 都道府県

について、それぞれ選びます。

ここでは例として、

1. 集計表の種類は、「届出排出量・移動量の対象物質別集計」の「(1) 排出・移動先別集計」
2. 排出年度は、「2001年度」
3. 都道府県は、「東京都」を選びます。

都道府県別に集計された集計表を閲覧又はダウンロードします。集計表の条件を設定して閲覧又はダウンロードして下さい。

1. 集計表の種類

- 届出排出・移動量の対象物質別集計
- (1) 排出・移動先別集計
- (2) 従業員数区分別集計
- 届出外排出量の対象物質別推計
- (1) 届出外排出量推計
- (2) 移動体の種類別推計

2. 排出年度

2001

3. 都道府県

東京都

確定

次に、関心のある物質・業種を入力し、都道府県比較のグラフ・地図を見てみましょう。

目次の画面の「都道府県比較
グラフ・地図の作成」を選択
します。

1. 排出年度
 2. 集計表の種類
 - ・ 排出量と移動量
 - ・ 排出先別の排出量・移動量
 - ・ 事業所規模別の排出量・移動量
 - ・ 届出外排出量
 - ・ 移動体からの排出量
- について、それぞれ希望するものを選び、「次へ」をクリックします。

ここでは例として、「2001年度」の「排出量と移動量」を選択します。

「次へ」をクリックすると、今度は、業種と化学物質を選ぶ画面に変わります。

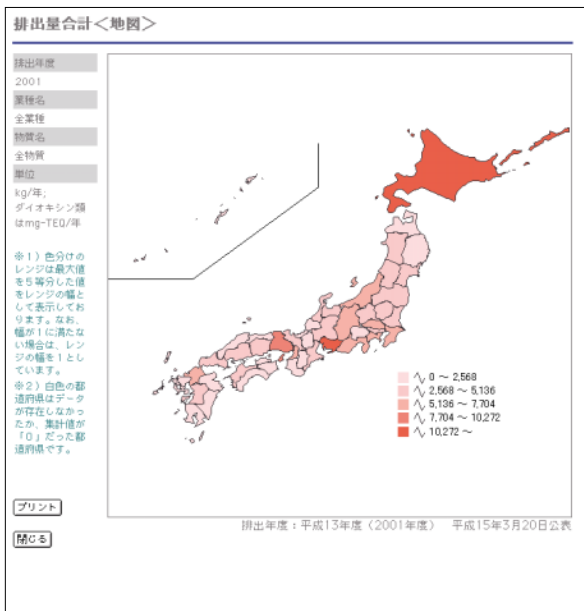
3. 業種選択
4. 化学物質
で、それぞれ希望する項目を選びます。

最後に、以下の5項目から見たい項目を選択し、地図表示にするか、グラフ表示にするかを選びます。

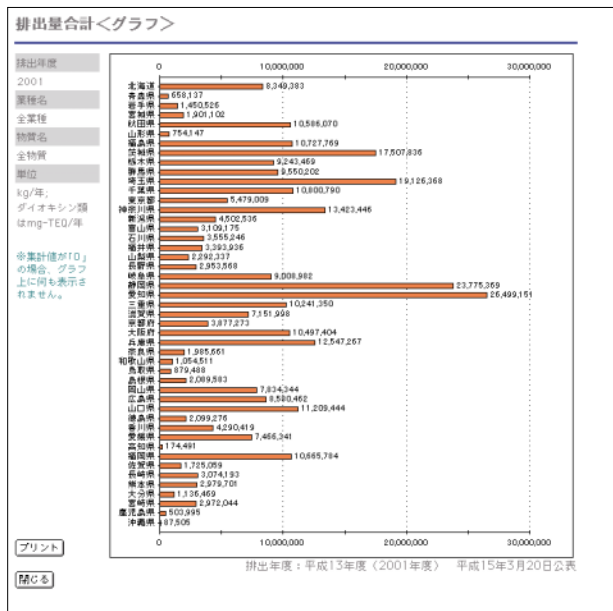
報告事業所件数	地図 / グラフ
排出件数	地図 / グラフ
移動件数	地図 / グラフ
排出量合計	地図 / グラフ
移動量合計	地図 / グラフ

このような地図やグラフが表示されます。

地図例



グラフ例



(2) 都道府県や市町村

事業所から届け出られたPRTRデータはコンピュータ処理が可能な形に加工され、国から都道府県に提供されます。国による集計結果の公表の中にも一部都道府県別の集計が示されていますが、各都道府県でも、それぞれの地域のニーズに応じてデータを集計し、公表しているところがあります。

多くの都道府県や政令指定市では、インターネットのホームページやパンフレットなどを通じてPRTR制度や化学物質管理に関する情報を提供しています。一部の自治体では各都道府県・政令指定市が自ら集計したPRTR結果の公表が予定されています。

以下に示したのは、兵庫県のホームページに掲載されているPRTRの集計結果です。兵庫県では、環境省の集計・公表ページと同じような方法で、化学物質別、業種別、市町村別の集計表がダウンロードできるようになっています。

兵庫県のPRTR集計結果のページ

The screenshot displays the PRTR collection results page for Hyogo Prefecture. The page is titled "PRTR集計結果" and contains several sections:

- 平成13年度PRTRデータ集計結果（兵庫県）：平成15年3月28日公表**
 - [○平成13年度PRTRデータ集計結果の概要について](#)
 - [○パンフ：平成13年度PRTRデータ集計結果の概要（PDFファイル）](#)
 - [○平成13年度PRTRデータ集計結果報告書（平成15年3月）](#)
 - [○平成13年度PRTRデータ検索システム](#)
- 平成13年度PRTRデータ集計結果（経済産業省、環境省）：平成15年3月20日公表**
 - [○平成13年度PRTRデータの概要について - 化学物質の排出量・移動量の集計結果の概要 -](#)
 - [○平成13年度PRTRデータ集計公表資料](#)
 - [○PRTR開示請求手続きについて（案内）](#)
- 経済産業省／環境省が実施したパイロット事業の結果**
 - 平成14年6月11日 ・ [平成13年度報告書](#)
 - 平成13年8月22日 ・ [平成12年度報告書](#)
 - 平成12年8月25日 ・ [平成11年度報告書](#)

At the bottom of the page, there is a "Top" button and an "Internet zone" indicator.

The right side of the screenshot shows a selection interface with the following options:

- 年度選択**: 2001
- 化学物質の選択**:
 - 0 全物質
 - 1 亜鉛の水溶性化合物
 - 2 アクリルアミド
 - 3 アクリル酸
 - 4 アクリル酸エチル
- 業種選択**:
 - 0 全業種
 - 0500 金属鉱業
 - 0700 原油・天然ガス鉱業
 - 1200 食品製造業
 - 1300 飲料・飼料・たばこ製造業
- 市町選択**:
 - 0 全市町
 - 28100 神戸市
 - 28201 姫路市
 - 28202 尼崎市
 - 28203 明石市
- 集計表の種類**:
 - 排出先別の排出量・移動量
 - 事業所規模別の排出量・移動量
- ダウンロード** button

At the bottom of the selection interface, there is an "Internet zone" indicator.

(3) 企業

全国や地域の集計データだけでなく、自分が住む地域の工場の排出データに関心を持つ人は少なくありません。PRTR法に基づいて届け出られた事業所のデータは、国に請求すれば誰でも入手することができます。

最近では、自社のPRTRデータを環境報告書やホームページなどに掲載して、自主的に公表する企業も増えています¹。また、地域住民に対する説明会などを開催する企業も出てきていますので、せっかくの機会ですから参加してみたいはかがでしょう。

例) ホームページ上で公表されている企業のPRTRの結果

・対象物質は、PRTR法に規定されている第1種指定化学物質で年間取扱量1トン以上のものです。

○事業所 (単位: トン)

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品出荷量	移動量
16	2-アミノエタノール	5.1	0.0	4.6	0.5
19	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	1.0	0.0	1.0	0.0
40	エチルベンゼン	1.7	1.7	0.0	0.0
63	キシレン	8.4	6.7	0.0	1.7
124	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	1.4	0.0	1.4	0.0
145	ジクロロメタン	4.2	0.1	0.0	4.1
227	トルエン	9.4	7.5	0.0	1.9
283	フッ化水素アンモニウム	1.6	0.0	1.6	0.0

注記:
政令番号124、物質名2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタンは、別名フロンHCFC123。

○事業所 (単位: トン)

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品出荷量	移動量
63	キシレン	10.0	8.2	0.0	0.5
227	トルエン	9.7	7.7	0.0	0.4

○事業所 (単位: トン)

政令番号	物質名	取扱量	排出量	製品出荷量	移動量
------	-----	-----	-----	-------	-----

Internet zone

環境報告書やホームページ上で公表されるPRTRデータは、自社で排出した物質の名称と量といった基本的な情報のほか、取扱量や製品としての出荷量、年ごとの推移などが示されています。独自の有害性ランクや削減目標などを掲載している企業もあります。

関心のある企業のデータだけでなく、いくつかの企業の公表内容を比較してみて、情報不足の企業に対しては「もっとこういう情報を出して欲しい」と働きかけるのも、市民の大切な役割のひとつです。

1 化学物質の排出量・移動量をインターネット上で公表している企業については、(社)環境情報科学センターのホームページ (<http://www.ceis.or.jp/prtr/katsuyou/kigyo.html>) にリストがあります。

(4) N G O ・ N P O

化学物質問題に関心を持つNGOやNPOのなかには、開示請求により入手したPRTRデータを基に独自の集計を行い、一般市民に向けた情報提供に取り組む団体があります。

有害化学物質削減ネットワーク (Toxic Watch Network ; T ウォッチ)

<http://www.toxwatch.net/>

PRTR 関連情報をインターネットで提供することを目的に2002年4月に設立されたネットワーク組織で、国から開示されたPRTR届出データなどを検索する「PRTRデータベース検索」などを提供しています。

エコケミストリー研究会

<http://env.safetyeng.bsk.ynu.ac.jp/ecochemi/>

PRTR・MSDS対象物質の毒性・物性情報などを提供しています。また、公表されたデータを基に、排出量、移動量を都道府県面積で割った「排出密度」「廃棄物発生密度」や、排出密度と各毒性ランク別の係数をかけて重み付けし、全化学物質について合計した「排出リスクスコア」などの提供が計画されています。

海外のNGOによる情報提供の例

日本以外の国々でもPRTR制度の導入が進んでおり、海外では多くのNGOが一般市民に向けた情報提供を行っています。

情報は主にインターネットを通じて誰でも利用できるようになっており、

- ・ 化学物質名、地図、地名、郵便番号などによるデータの検索が可能
- ・ NGO独自の調査や見解に基づき、物質の有害性や地域の汚染度などをランク付け
- ・ 個別事業所のデータも企業名や住所などで検索、閲覧可能

といった特長を持っています。

例として米国の代表的なサイトをご紹介します。

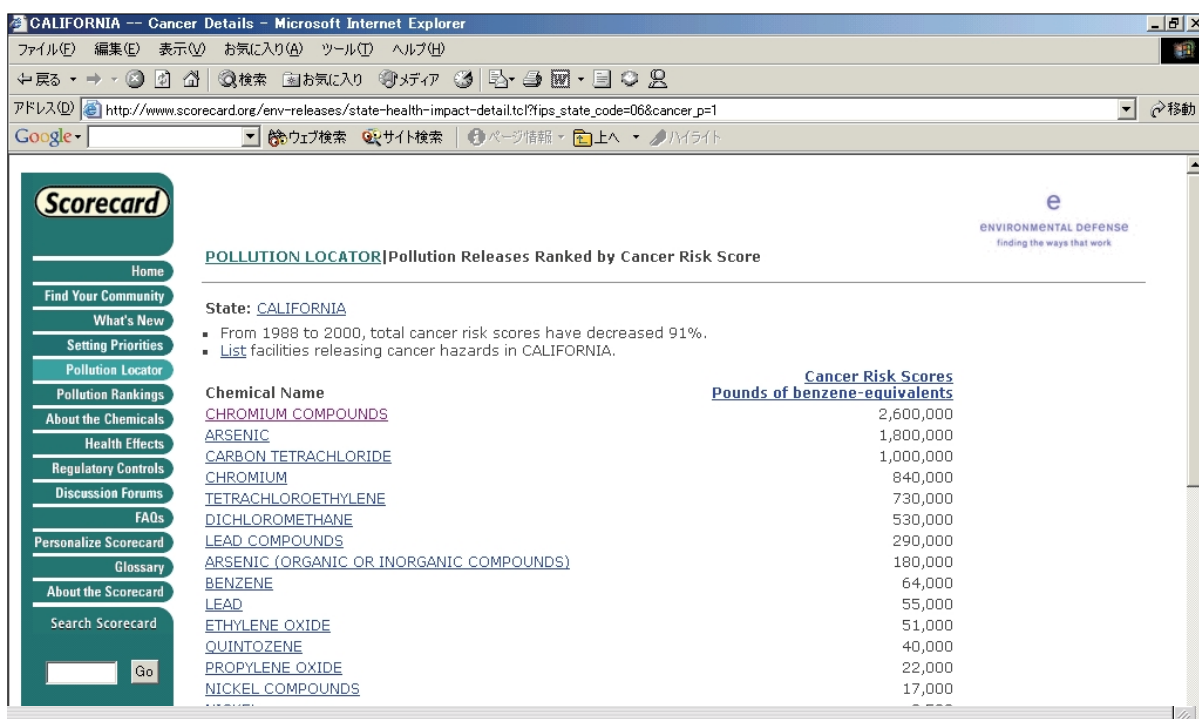
米国のPRTR制度は、有害化学物質排出目録 (Toxic Release Inventory ; TRI) といい、1986年から実施されています。

「スコアカード」(<http://www.scorecard.org>)

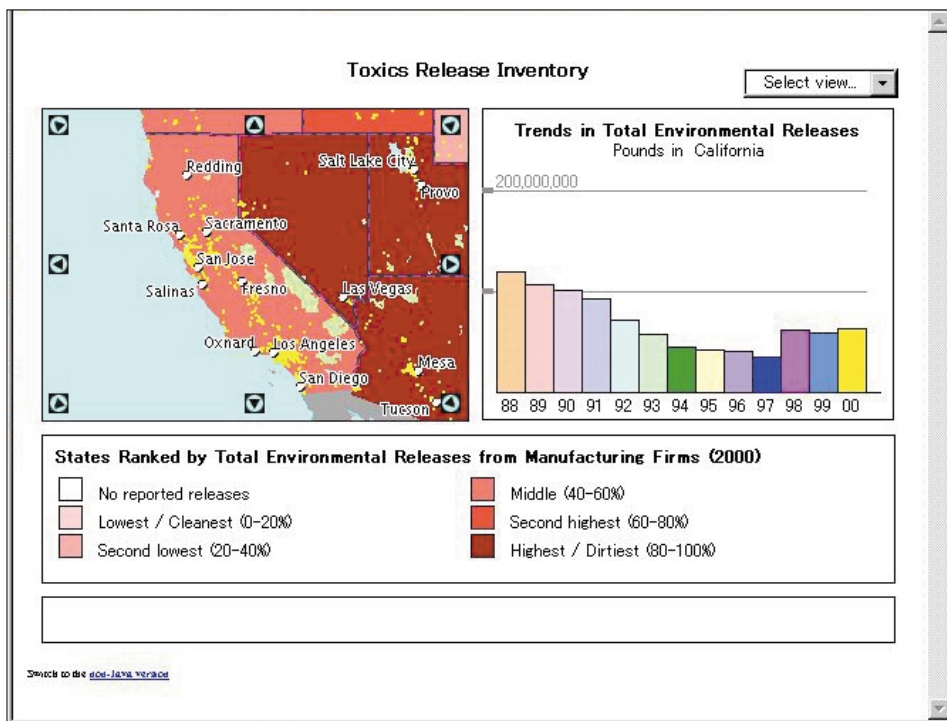
米国の環境NGO「環境防衛」(Environmental Defense ; ED) が運営しているもので、TRIのデータをもとに、独自にさまざまな順位づけを行っています。



地域を選択すると、健康影響の大きい順に並べ替えられた TRI のデータなどが見られます。



地域の情報を地図とグラフで表示しています。全排出量の地域分布とある地域の経年変化が示されています。



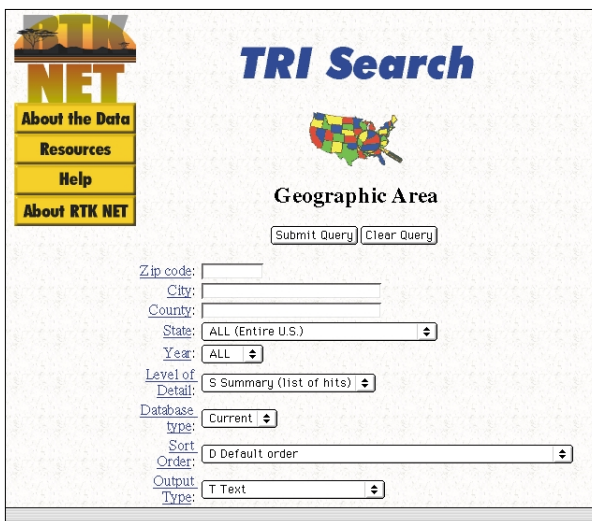
このほか、

「TRI Search」(<http://d1.rtknet.org/tri/>)

米国のNGO「知る権利ネットワーク」(The Right-To-Know Network ; RTK) による TRI データ公表・利用のページ

「FACTORY WATCH」(http://www.foe.co.uk/campaigns/industry_and_pollution/factorywatch/)

英国の環境NGO「地球の友・イギリス」(Friends of the earth) のページなどがよく知られています。機会があれば、ぜひ一度アクセスしてみてください。



米国 TRI Search のページ



英国 FACTORY WATCH のページ



2. 個別事業所データを手にするには

国による集計結果の公表日以後であれば、誰でも個別の事業所が届け出た排出量等のデータについて、国に対して開示請求をすることができます。請求先は、環境省、経済産業省及び事業者が営む業を所管する省庁です。

(1) PRTR 開示窓口

環境省、経済産業省と他の事業所管省庁（防衛庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）に開示請求を受け付ける PRTR 開示窓口が設置されています。

環境省及び経済産業省の窓口では、全国すべての事業者からの届出について開示請求を受け付けるほか、開示にあたっての事前照会や開示手続全般の問い合わせにも対応しています。

それ以外の事業所管省庁では、その省庁が所管している事業者からの届出分について、開示請求を受け付けています。

各省庁に設置されている PRTR 開示窓口は、以下の通りです。なお、各省庁とも、郵送による開示請求も受け付けています。

各省庁の PRTR 開示窓口

省庁名	問い合わせ部署	電話 / FAX / E-mail
環境省	環境保健部環境安全課	電話 03-3581-3351（内線 6356） FAX 03-3580-3596 E-mail prtr@env.go.jp
経済産業省	製造産業局化学物質管理課	電話 03-3501-1511（内線 3694、3695） FAX 03-3580-6347 E-mail qqhbbf@meti.go.jp
防衛庁	長官官房施設課環境対策室	電話 03-3268-3111（内線 20902） FAX 03-5229-2138
財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	電話 03-3581-4111（内線 2259）
文部科学省	研究開発局海洋地球課	電話 03-5253-4142 FAX 03-5253-4147
厚生労働省	医薬局審査管理課化学物質安全対策室	電話 03-3595-2298 FAX 03-3593-8913 E-mail PRTRkaiji@mhlw.go.jp
農林水産省	生産局生産資材課農業対策室	電話 03-3502-8111（内線 3783） FAX 03-3502-5302
国土交通省	総合政策局環境・海洋課	電話 03-5253-8111（内線 24-334） FAX 03-5253-1549

(2) 開示される情報

開示を希望する場合は、事業所の名称や所在地など、希望する事業所を特定するのに必要な事項を明らかにしてデータの開示を請求します。また、特定の事業所に限定せず、ある年度に届出のあったすべての事業所のデータを請求することもできます。開示されるデータは、用紙による交付か電子媒体（フロッピーディスク又はCD-R）による交付のうち、いずれかの方法を選択することができます。

請求があれば、国は、事業者から届出のあった情報のうち、担当者の氏名等を除き、請求のあったすべての情報を開示します。

年度的全データを開示	光ディスク（CD-R）による交付
事業所を検索して開示	紙による交付（1事業所につきおよそ1枚）
	フロッピーディスク（FD）による交付
	光ディスク（CD-R）による交付

以下に示したのは、交付される情報のイメージです。また、電子媒体により交付される事業所のデータの電子ファイルは、CSV方式で提供され、データベースソフトや表計算ソフトの多くで読み書きができ、開示請求者が独自に表を作成したり、集計・分析等を行うことが可能です。

（注）CSV方式：項目の間をカンマで区切ったテキスト形式のファイル

開示される情報のイメージ（用紙による交付の場合）

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第11条の規定に基づき開示されるファイル記録事項

排出年度：平成 年度 開示請求日：平成 年 月 日 整理番号：P0000000-00000-00

1/***ページ

届出先：経済産業大臣（ 県知事）										
届出者	住所	〒000-0000 県 市×××								
	氏名	株式会社 代表取締役								
事業所	事業者の名称	株式会社								
	事業者の名称（前回）									
	事業所の名称	株式会社 工場								
	事業所の名称（前回）									
所在地		〒000-0000 県 市×××								
事業所において常時使用される従業員の数：		200人		別紙枚数（物質数）：		5枚（物質）				
業種	区分	業種コード	業種名							
	主たるもの	5930	燃料小売業							
	従たるもの	5220	自動車卸売業							
		8620	商品検査業							
別紙番号	第一種指定化学物質名称	排出量					移動量			
		大気	公共用水域	事業所内土壌	事業所内埋立処分場所	下水道	事業所外			
1	24	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。）	3600000	0	排出先名称	0.004	1800	1 2	920	640000
2	179	ダイオキシン類	0.00067	0		0.004	0.0000031	2	0.0000056	0.000000077

注）別紙部分で、排出量・移動量の単位は「kg」、ただしダイオキシン類（号番号179）は「mg-TEQ」。また、埋立処分の場所は、1：安定型、2：管理型、3：遮断型を示す。

開示される情報のイメージ（電子媒体によって交付されたデータを表計算ソフトで開いた場合）

```
"E0207000-00040-00","3","トルエン","227","1","54","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00040-00","4","ベンゼン","299","1","9.8","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","1","エチルベンゼン","40","1","2.0","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","2","キシレン","63","1","8.5","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","3","トルエン","227","1","52","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00041-00","4","ベンゼン","299","1","9.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.2","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","2","キシレン","63","1","5.2","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","3","トルエン","227","1","33","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00042-00","4","ベンゼン","299","1","5.8","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","2","キシレン","63","1","6.7","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","3","トルエン","227","1","41","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00043-00","4","ベンゼン","299","1","7.6","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","1","エチルベンゼン","40","1","3.3","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","3","トルエン","227","1","85","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00044-00","4","ベンゼン","299","1","16","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","1","エチルベンゼン","40","1","3.1","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","2","キシレン","63","1","14","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","3","トルエン","227","1","85","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00045-00","4","ベンゼン","299","1","15","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
"E0207000-00046-00","1","エチルベンゼン","40","1","1.4","0.0","","0.0","0.0","2","2","2","0.0","0.0"
```

（3）請求方法

年度の全データを環境省に開示請求する場合（CD-R）

「ファイル記載事項開示請求書」（67ページ参照）に

開示請求をする者の氏名又は名称

の住所又は居所並びに法人その他の団体の場合は、代表者の氏名

対象年度

すべてのファイル記録事項を請求すること

を記載し、環境省のPRTR開示窓口に提出するか、郵送します。

環境省 PRTR 開示窓口

環境省環境保健部環境安全課（中央合同庁舎5号館25階 国会議事堂側）

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL. 03-3581-3351（内線6356） FAX. 03-3580-3596

このとき「ファイル記載事項開示請求書」に所定の手数料（66ページ参照、平成13年度分全部の場合はCD-R1枚で1,090円）に相当する収入印紙を貼付して下さい。郵送の場合は、返信用封筒（平成13年度分は140円分の切手を貼付して下さい）も同封して下さい。

「ファイル記載事項開示請求書」は、61ページに掲載した開示窓口でも入手できます。また、環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/8/8index.html>）でもダウンロードできます。

一部の事業所のデータを環境省に開示請求する場合

開示請求書を提出する前に、あらかじめ入手しようとする情報の特定が必要になります。以下の方法で「事前照会」をして下さい。

事前紹介の方法

FAX、E-mail又は電話による方法から選択し、事前紹介に必要な事項を環境省PRTR開示窓口までお問い合わせ下さい。

FAXの場合は、「開示請求事前紹介書」(69ページ参照)をご利用いただくと便利です。また、E-mailの場合は、必要事項をメールの本文に記載して送信して下さい。メールの件名は「PRTR開示請求事前紹介」として下さい。

お電話によるご相談も承りますが、大変混雑することが予想されますので、FAX又はE-mailにてご照会願います。

事前照会は、経済産業省PRTR窓口でも受け付けています。

照会を受けたPRTR開示窓口からは、開示対象を特定するために必要な情報を提供します。この回答をもとに開示請求を行って下さい。

事前照会及び環境省PRTR開示窓口からの回答

開示を希望する人から
環境省へ

「事前照会」として以下の事項をお知らせ下さい。

事前照会の内容

開示対象の特定方法

事業所(名称及び所在地)を指定又は地域(都道府県・市区町村)、業種、化学物質名その他の条件により全データから範囲を絞り込んで対象を特定

希望する開示媒体の種類

用紙(A4)、フロッピーディスク(FD)又は光ディスク(CD-R)

媒体の入手方法

郵送又はPRTR開示窓口への来訪

環境省から
開示を希望する人へ

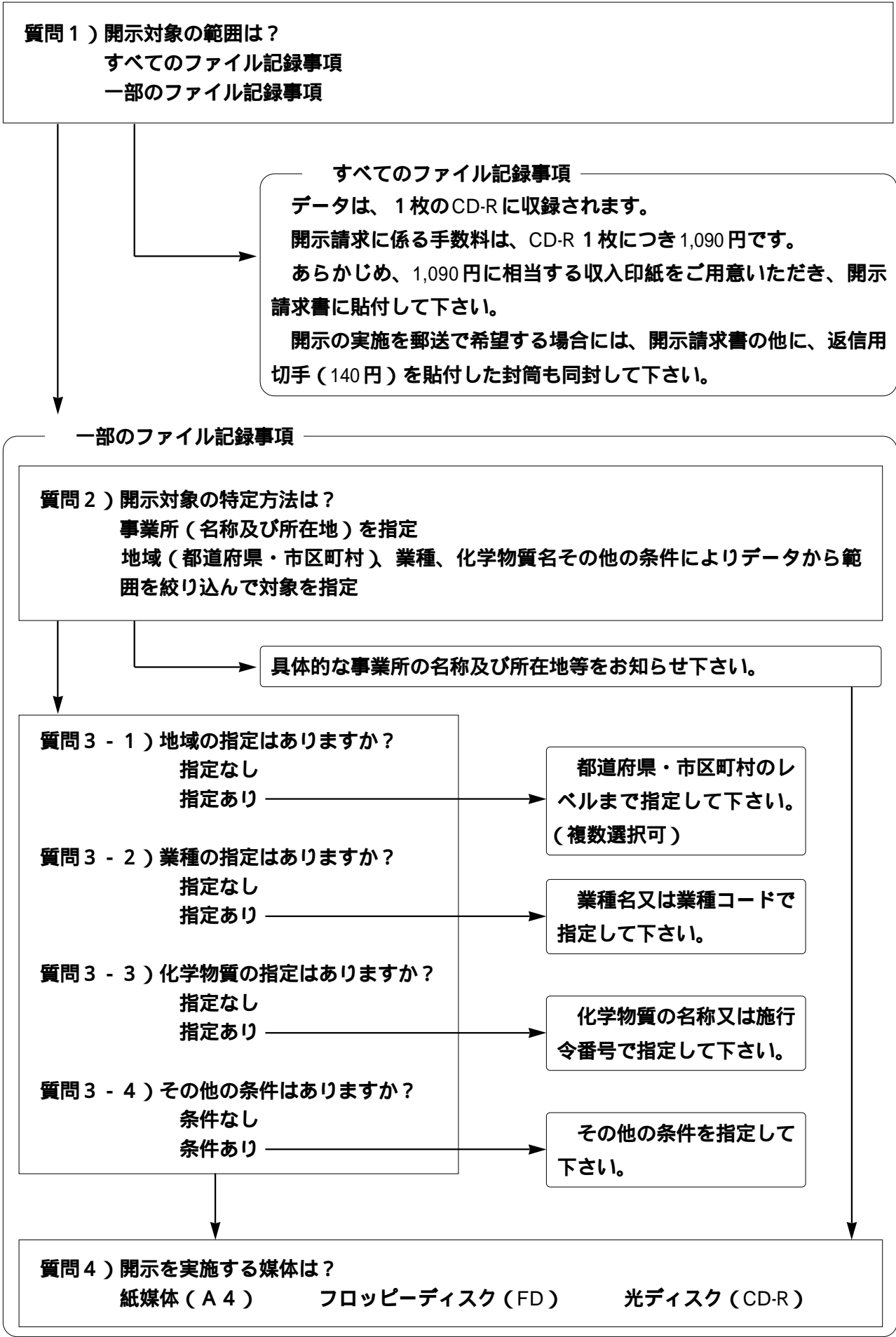
環境省PRTR開示窓口から、以下の事項を回答します

開示請求しようとする情報の存否(届出が行なわれている事業者か否か)

開示の実施に係る手数料の額

郵送による開示実施の場合の郵送料の額

事前紹介の流れ



(4) 情報開示請求の手数料

開示請求には、以下の手数料（収入印紙²）が必要です。このほか、郵送による手続を希望する場合は、必要な額の郵便切手を添付した封筒が必要です。

事業所を検索して開示	用紙による交付	A4の用紙1枚 [*] につき20円
	フロッピーディスク（FD）による交付	FD1枚につき80円 及びデータ0.5メガバイト ^{**} までごとに260円
	光ディスク（CD-R）による交付	CD-R1枚につき200円 及びデータ0.5メガバイト ^{**} までごとに260円
年度の全データを開示	光ディスク（CD-R）による交付	CD-R1枚につき200円 及びデータ200メガバイト ^{***} までごとに890円 ^{***}

* 用紙の枚数は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均届出物質数を考慮すると、多くの場合、1事業所1枚になると予想されます。

** データ量は開示請求のあった事業所の数、当該事業所からの届出物質数などにより異なります。1事業所当たりの平均のデータ量（1.2キロバイト）を考慮すると、1枚のFDに平均で約1千事業所まで、CD-Rには約48万事業所までのデータが収録可能です。

*** データ量は開示請求のあった年度の届出事業所の総数、届出物質数などにより異なります。平成13年度の場合、1枚のCD-Rに全事業所のデータを収録可能です。

平成13年度の全国・全事業所のデータで 1,090円 となります。

2 収入印紙は郵便局などで購入できます。印紙には、10、20、30、40、50、60、80、100、120、200、300、400、500、600、1000、2000円他の額面のものがあります。

平成 年 月 日

環境大臣 殿

請求者

住所 〒	-
氏名	
法人その他の団体にあつては、その所在地・名称及び代表者の氏名を記載。	
問い合わせ先（電話番号）	郵送で開示を請求をする場合のみ記載。 （郵送先は、上記住所あてとなります。）
-	- （内線）
（担当者の氏名）	
法人その他の団体にあつては、担当者の氏名も記載。	

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 10 条第 1 項に基づき、次のとおりファイル記録事項の開示を請求します。

開示を請求するファイル記録事項の対象年度（排出年度）	平成 13 年度に第一種指定化学物質等取扱事業者が把握した情報
開示を請求する情報	以下の <u>いずれかの</u> にレ点を付してください。 すべてのファイル記録事項 ファイル記録事項の一部（ <u>裏面にも御記入ください。</u> ）
希望する開示実施方法	以下の <u>いずれかの</u> にレ点を付してください。上記で「すべてのファイル記録事項」を選択された場合、この欄への記載は不要です。（光ディスクでの開示となります。） 用紙（A4）への出力 フレキシブルディスク（FD） 光ディスク（CD-R）

以下の欄には記入しないで下さい。
（受付印）

用紙・FD・CD-R	
枚 /	MB
（料金）	
	円

（収入印紙貼付欄）

(裏面)

開示を請求する情報で、「ファイル記録事項の一部」を選択した場合は、必ず以下を御記入ください。

以下のいずれかの にレ点を付し、必要事項を記入してください。

欄がたりない場合は、備考欄を活用してください。

特定の事業所の情報

事業所の名称及び所在地を記入してください。

--	--

一定の条件を満たす事業所の情報

以下、 ~ の空欄に検索条件を記載してください。
(複数選択可)

以下 ~ のすべての条件を満たす事業所について、開示を求めます。

都道府県・ 市区町村名	
業種名 又は 業種コード	
化学物質名称 及び 施行令号番号	
その他	

に所在する事業所であること

に属する事業を営む事業所であること

の届出をした事業所であること

備考

記入にあたっての注意事項

1. 開示を求める事業所が特定されている場合には、「特定の事業所の情報」に、検索項目(~)により事業所を絞り込んで特定する場合は「一定の条件を満たす事業所の情報」に、該当するいずれか一方を選択して、記載してください。
2. 特定の事業所の情報(事業所の名称及び所在地)の欄には、事業者が特定できるよう、事業所の正式な名称並びに所在する都道府県及び市区町村名を記載してください。
3. 一定の条件を満たす事業所の情報 ~ には、それぞれ複数の事項を記載することができます。
4. 一定の条件を満たす事業所の情報「その他」の欄には、 ~ 以外の条件を記載することができます。
(可能な限り具体的に記載してください。)
ただし、ファイル記録事項にある項目以外の項目で検索することはできません。

本照会書は、請求者がファイル記録事項の一部について開示を求める場合、事前に請求内容を確認することで、開示手続きを円滑に進めるために提出していただくものです。

照会日： 年 月 日

照会者氏名：

回答方法： 回答は、電話・FAX・E-mail で求めます。（いずれかに 印）

連絡先：（電話番号は必ず、FAX番号又はE-mailアドレスも合わせて記載して下さい。）

TEL () /

開示を求める事務所の抽出方法
（いずれか一つに、 印を付して下さい。）

1. 特定の事業所名で抽出する（ に記入して下さい。）
2. 地域、業種、化学物質等により範囲を絞り込んで抽出する（ に記入して下さい。）

事業所名を指定（事業所名及び所在地を正確に記載して下さい。複数事業所の記載可。）

絞り込んで抽出（なし又はありに 印を付し、ありの場合は（ ）にその内容を具体的に記載して下さい。）

1. 都道府県・市区町村の指定はありますか？

指定なし 指定あり

2. 業種の指定はありますか？

指定なし 指定あり

3. 化学物質の指定はありますか？

指定なし 指定あり

4. その他の絞り込み条件はありますか？

条件なし 条件あり

希望する開示実施手段

（いずれか一つに、 印を付して下さい。）

1. 紙（A4）
2. フレキシブルディスク（FD）
3. CD-R

環境省からの回答

（以下、記入不要）

回答日： 年 月 日

1. 指定する条件に該当する事業所からの届出はありません。

2. 指定する条件に該当する事業所からの届出データは存在します。

- ・開示を希望する場合には、開示請求書に記入し開示手数料等を添えて提出してください。
- ・開示手数料は、_____円です。なお、郵送等により請求する場合は、開示手数料に相当する収入印紙を開示請求書に貼付し、また返信用切手_____円分を同封してください。

通信欄